

## 日の出町医療・介護等原油価格高騰対策事業費補助金交付要綱

令和4年11月11日

告示第158号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の長期化による原油価格・物価高騰に伴い、経費が増大している医療・介護事業者に対して、安定的なサービス提供が実施できるよう支援するため、日の出町医療・介護等原油価格高騰対策事業補助金(以下「補助金」という。)を、予算の範囲内において交付するものとし、交付等に関しては、「日の出町補助金等交付規則」(昭和54年規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者(以下「対象事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 別表1に定める基準日において、日の出町内に所在する事業者

(2) 補助金の申請時点で事業を行っており、今後も事業継続する事業者

2 前項に該当する対象事業者であって、町と業務全般の委託契約を締結している事業所及び町から人件費等の補助金交付を受けている事業所については対象から除く。

(補助金の算定方法等)

第3条 補助金の算定方法については、町長が定めるものとする。

2 補助対象期間は、別表1のとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 規則第5条の規定による交付申請書の様式は、別記様式第1号により法人毎によるものとし、その提出期限は、町長が別に定める日までとする。

2 規則第5条の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 誓約書(別紙1)

(2) 原油価格・物価高騰による申請金額が特定できるもの

3 第1項の交付申請は、一回のみとし、補助金の実績報告を兼ねるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例(平成24年条例第1号)に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 町税に未納があるもの

(交付の条件)

第5条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助金の交付対象となった施設が令和4年9月30日までに廃止、休止等により事業活動を停止した場合又は定員を減少させた場合(以下「廃止等」という。)、その旨を町に報告するとともに、別表1に基づいて算出された額を返還しなければならない。(あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。)
- (3) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 町長は、第4条の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

- 2 町長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 第1項の交付の決定は、規則第16条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 本補助金は、規則第16条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8条 町長は、規則第19条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく町長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用する。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第20条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 補助金の額を確定した後に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第20条第2項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第2条、第3条関係）

基準日	令和4年4月1日
補助対象期間	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日